

暴力団排除誓約書

令和 年 月 日

東伊豆町商工会長 太田 智康 様

(誓約者) 住 所
名 称 印
代表者氏名

東伊豆町暴力団排除条例(平成23年東伊豆町条例第9号)に規定する基本理念を遵守し、下記の事項について誓約します。

記

- 1 申請業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、東伊豆町暴力団排除条例が規定する、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員。)
 - (3) 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。)
- 2 東伊豆町暴力団排除条例が規定する、暴力団排除に関する町民等の役割について、次に掲げる事項に対し積極的に協力します。
 - (1) 協力町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
 - (2) 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関し、暴力団及び暴力団員等を利することとなるこれらの者との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
 - (3) 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、町及び警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 東伊豆町暴力団排除条例が規定する、暴力団員等又はその指定した者に対し、次に掲げる行為はしません。
 - (1) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他の財産上の利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束をすること。
 - (2) 暴力団の活動又はその運営に協力する目的で、金品その他の財産上の利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束をすること。
 - (3) 情を知って、暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなる利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束をすること。
 - (4) 債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等暴力団の威力を利用すること。